

沿岸広域振興局長告示第45号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者が指定通所支援の事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成31年4月5日

沿岸広域振興局長 石川 義晃

放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0350300034	慈愛福祉学園	大船渡市立根町字下欠125番地14	平成31年4月1日